

東労基発 0324 第 3 号
令和 8 年 3 月 24 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会東京都支部
支部長 殿

東京労働局労働基準部長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

労働基準行政の運営につきまして、平素から格別に御理解、御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」といいます。）が令和 7 年 5 月 14 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日を中心に、段階的に施行されます。

改正法においては、個人事業者等（フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者や役員も対象）にも、各種の措置を講じることが定められました。

改正法に関するリーフレットが厚生労働省から公表され、今般当局におきまして、個人事業者等の皆さまへ向けた労働安全衛生法改正の主なポイントについて、リーフレットを作成しましたので、併せて御活用いただき、傘下会員等に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力を賜りますようお願いいたします。